

ガイウス・アクィーリウス・
ガッルス C. Aquilius Gallus の周辺
——共和政末期ローマの政治的・社会的・
法学的文脈において

林 智 良

はじめに

第1章 政治家としてのアクィーリウス・ガッルスと政治的・社会的環境

第1節 アクィーリウス・ガッルスの出自・プロフィール・政務官歴

第2節 執政官選挙断念とそれ以降

第2章 アクィーリウス・ガッルスの法学

第1節 レーネルの再構成——出典

第2節 レーネルの再構成——論題と意見の伝播過程

第3節 レーネル以外の史料

結びにかえて

《レーネルの再構成案》——邦訳・原文・註記

はじめ⁽¹⁾に

ガイウス・アクィーリウス・ガッルス C. Aquilius Gallus (以下、ア

(1) 本稿では、以下の略号を用いる。Harries, CJ=J. Harries, *Cicero and the Jurists-From Citizens' Law to the Lawful State* (London, 2006); Pernice, LRP=A. Pernice, *Labo Römisches Privatrecht im Ersten Jahrhundert der Kaiserzeit, Teil A* (Halle, 1873) Reprint (Aalen, 1963); 木庭『基盤』=木庭顕『法存立の歴史的基盤』(東京大学出版会, 2009年); 拙著『共和政末期』=林智良『共和政末期ローマの法学者と社会——変容と胎動の世紀——』(法律文化

クィーリウス・ガッルスと略記する)は共和政末期において神官クィーン
トゥス・ムーキウス・スカエウォラ Q. Mucius Scaevola Pontifex (以下、
スカエウォラと略記する)とセルウィウス・スルピキウス・ルー فس
Servius Sulpicius Rufus (以下、セルウィウスと略記する)に次ぐ権威を誇
った法学者であり、前者の弟子、後者の師として両方を結ぶ存在として、
スカエウォラの弟子の中では最大の権威をローマ国民のもとで有していた
存在である。⁽²⁾政治家として法務官職に至ると同時に、法学史に多大な功績
を残して、後代の法学者がその権威を認める存在であった。

筆者は、共和政末期において執政官に就任した3人の法学者を対象にし
て彼らの法学者像・政治家像を検討・公表する機会をかつて得た。⁽³⁾その際、
彼らの政治的・知的背景を描写するなかで、「執政官には至らず、法務官
あるいはそれ以下の政務官職にとどまった法学者」に言及したが⁽⁴⁾、彼らを、
より具体的に検討する必要性を見出した。その一環をなす作業として元首
政初期のマルクス・アンティステイウス・ラベオー M. Antistius Labeo

社、1997年)、拙著「ラベオーとカピトー」=「ローマ元首政の始まりと法
学者——ラベオーとカピトーの軌跡から——」(佐々木有司編『法の担い
手たち』(国際書院、2009年))なお、拙著『共和政末期』16-22頁の文献
リスト所収の引用文献については、略号を本稿でも踏襲する。

(2) 共和政末期法学者の師弟関係については、『学説彙纂』に収録された
紀元後2世紀の法学者セクストゥス・ポンポニウス Sextus Pomponius
の『法学通論単行書 (Liber singularis enchiridii)』が基本史料となる。ス
カエウォラ、アクィーリウス・ガッルス及びセルウィウスの師弟関係及び、
アクィーリウス・ガッルスがスカエウォラの弟子として最大の権威を有し
ていたことにつき同史料 (D. 1, 2, 2, 42-43) が伝える。この史料の原文・
邦訳及びその検討につき拙著『共和政末期』26-27, 218-220頁を、3者の
関係及びフライヤーによりつつ筆者が作成した師弟関係図につき、拙著
『共和政末期』18-19頁を参照。

(3) 拙著『共和政末期』

(4) 拙著『共和政末期』11-12頁

(以下、ラベオーと略記する)とガーイウス・アテイユス・カピトー C. Ateius Capito (以下、カピトーと略記する)の政治的軌跡を一昨年検討した。⁽⁵⁾本稿では、それに続く仕事としてアクィーリウス・ガッルス政治家像・法学者像を検討するが、時間的制約上、まずは本格的展開の端緒として本稿を位置づける。すなわち、まず次章で政治家としてのアクィーリウス・ガッルスの軌跡を追跡する。その後、専ら法学伝統への寄与と後世の法学者による評価という観点に限定して法学者としてのアクィーリウス・ガッルスを検討する。⁽⁶⁾

(5) 拙著「ラベオーとカピトー」15-36頁 なお、法務官にとどまった法学者の検討という関心から口頭発表を行う機会を得た。本稿は、第63回国際古代法史学会(SIHDA)において行ったこの口頭発表(2009年9月23日ギリシャ・カヴァラ市会議場にて。題目“*Jurisprudentes Praetorii* in D. 1, 2, 2, 39-47—Losers or Retreaters?”)の一部を加筆修正したものである。

(6) 法学者としてのアクィーリウス・ガッルスについて、まずは19世紀末のレーネル(Lenel, PIC, I, S. 55f.), プレーマー(Bremer, IA, I, S. 111-121), クレプス(Klebs, RE, S. 327f.)やヨェルス(Jörs, RE, S. 328-330)ら諸家の挙げる史料を自ら再確認し、自らの議論の礎石とすることに本稿の目的を限定したい。多くの側面を有するアクィーリウス・ガッルスの法学像を全体として再構成すること、彼が考案・創設した多彩な法的制度を、以降の法学史的展開も含めて個別に掘り下げることはさしあたって本稿の対象外とする。なお、後述する「アクィーリウスの問答契約(Stipulatio Aquiliana)」については将来検討の機会を得たい。彼が審判人として関わった事件、すなわち後述のウァレリウス・マークシムス Valerius Maximus が伝えるガーイウス・ウィセッリウス・ウァッロー C. Visellius Varro とオターキッリア Otacillia 間の事件及びクィーンクティウス事件(Quinctii causa)の再構成についても割愛の対象とする。これらについては、まず Bremer, IA, I, S. 114f. を参照。また、前者においてアクィーリウス・ガッルスが悪意の抗弁(doli exceptio)を適用した可能性につき、まず Bremer, IA, I, S. 116 を参照。クィーンクティウス事件については木庭『基盤』844-850頁が再構成・検討し、貴重な導きとなる。ここで、法学者・政治家としてのアクィーリウス・ガッルスに関わる近年の研究を簡単に述べるなら

第1章 政治家としてのアクィーリウス・ガッルスと 政治的・社会的環境

第1節 アクィーリウス・ガッルスの出自・プロフィール・政務官歴

アクィーリウス・ガッルスの家は、平民系の氏族に属する。以下に検討するように、プリーニウスが彼のことを「ローマ騎士 (eques Romanus)」と明確に称し、彼の豪邸へ言及していることから、クンケルは彼の出身家系が豊かな実業家層に属していたと考えている⁽⁷⁾。但し、それは彼に先立つ直近の数世代が元老院階層に属さなかっただけで、アクィーリー・ガッリー Aquilii Galli 家の名を冠する政務官として紀元前176年法務官ルーキウス・アクィーリウス・ガッルス L. Aquilius Gallus や紀元前55年平民トリブヌスのプブリウス・アクィーリウス・ガッルス P. Aquilius Gallus⁽⁸⁾がいること他をもって、クンケルは彼の家が過去に元老院階層に属しており、アクィーリウス・ガッルスの時代に騎士階層に転落していたものと推

ば、フライヤー (Frier, RRJ, p. 139-155) は『カエキーナ弁護論』を分析する作業の一貫として共和政末期の法発展という背景の中にアクィーリウス・ガッルスを位置づけ、正面から詳細に検討しており、導きとなる。共和政末期ローマの法学者全体を扱った研究は拙著『共和政末期』刊行後も着実に積み重ねられており、その中でもハリーズの研究 (Harries, CJ) はキケローと法学者の関わりを分析したものとして特筆に値する。但し、本稿の対象であるアクィーリウス・ガッルスについてはまとめて扱わない。また、ポーマンの連作 (Bauman, LRP; LTP) も彼をまとめて扱っていない。近年における研究の蓄積という側面からも、アクィーリウス・ガッルスはスカエウォラやセルウィウスの背後に置かれているという見通しを筆者は有している。

(7) 以下、クンケルの議論につき Kunkel, HSS, S. 21f. を参照。

(8) Kunkel, HSS, S. 21; Liv. 41, 14, 5 なお, Broughton, MRR, 1, p. 400 を参照

(9) Kunkel, HSS, S. 22 なお, Broughton, MRR, 2, p. 216 を参照。

測する。クンケルの議論に筆者は従うが、理論的には法務官の先祖を、彼自らが政治的経歴を歩むに際しての有利な要素として主張し得たであろうと筆者は推測する。また、この「長期間零落していた家から個人の努力により成功した人物」という像は彼の弟子セルウィウスのそれと酷似している。なお、アクィーリウス・ガッルスの家が、ムーキー・スカエウオラエ Mucii Scaevolae 家のように、彼の他に法学者を生み出すことはなかった。

アクィーリウス・ガッルスの政務官職歴で判明しているのは、マルクス・トゥッリウス・キケロー M. Tullius Cicero（以下、キケローと略記する）と同じ年に就任した紀元前66年の法務官職のみであり、より下位の政務官経歴は伝わっていない。なお、選挙不正行為 (ambitus) 担当の法務官職とキケローは伝える⁽¹⁰⁾。

アクィーリウス・ガッルスの専門家としての能力・見識、更に人格について、キケローが『カエキーナ弁護論』と『プルートの』において多大な賞賛の言葉を残している。

(10) Klebs, RE, S. 327; Broughton, MRR, 2, p. 152; Cicero, pro Cluentio 147; de off. 3, 60; Topica, 30 これら、アクィーリウス・ガッルスの法務官就任に関わる史料の内容を以下に示そう。キケロー『クルエンティウス弁護論』は「ガイウス・アクィーリウスの法廷はどうか。彼のもとで選挙不正行為の事件が現在〔紀元前66年〕審理されているのだが。quid C. Aquili, apud quem nunc ambitus causa dicitur?」(Cicero, pro Cluentio 147) と記す。また、『義務について』(Cicero, de off. 3, 60), 『トピカ』(Cicero, Topica 7, 32) の両史料においてアクィーリウス・ガッルスは、「我が同僚にして友人のガイウス・アクィーリウス C. Aquilius, collega et familiaris meus」と呼ばれており、法務官としてのキケローの同僚を同一年に務めたための呼称と解されている。『トピカ』においては個人名は略されている。なお、『義務について』、『トピカ』それぞれの史料原文・翻訳につき、文末のレーネルによる再構成案中 Nr. 13 と Nr. 14 とを参照。

「そのようなわけで、私はこう言いたい。アクィーリウス・ガッルスの権威が有する価値は、およそありすぎることにはあり得ないし、彼が誤ちに導かずに法律文書・形式の起案をするにあたって示す賢慮を、ローマ国民は見通している。彼は市民法の理を決して衡平から切り離しはしなかった。長年にわたりその天分と労苦と誠意とを、利用可能で公開されたかたちをとってローマ国民に提供した。彼はかほどに正にしてかつ善なる人士であるので、修得した学問からではなく本性からして助言を求められているように理解される。彼はかほどに練達しかつ賢慮を備えているので、一定の市民法學識のみならず生来の善性もがみとめられよう。彼の天分は、その利用可能な誠意のごとく多大であるので、君がそこから汲み出すものは全て、君自ら純粹かつ澄明なものとして汲み出しているように君は感じるだろう。⁽¹¹⁾」

「そして、彼（セルウィウス）がルーキウス・ルーキーリウス・バルプスとガイウス・アクィーリウス・ガッルスという二人の極めて学識の高い人のもとで、勉学のために努力を傾けた際、彼は、ガッルスという、才知があつて熟練した人物が、法廷で活動する際や解答する際に示す、抜かりなくまた準備された素早さにも、精確さと入念さにおいて勝⁽¹²⁾った」

(11) “Quapropter hoc dicam, numquam eius auctoritatem nimium valere, cuius prudentiam populus Romanus in cavendo, non in decipiendo perspexerit; qui iuris civilis rationem numquam ab aequitate seiunxerit; qui tot annos ingenium, laborem, fidem suam populo Romano promptam expositamque praebuerit; qui ita iustus est et bonus vir, ut natura, non disciplina consultus esse videatur; ita peritus ac prudens, ut ex iure civili non scientia solum quaedam verum etiam bonitas nata videatur; cuius tantum est ingenium, ita prompta fides, ut quidquid inde haurias purum te liquidumque haurire sentias.” (Cicero, pro Caecina 78) なお、Bremer, IA, S. 112 を参照。

(12) “Cumque discendi causa duobus peritissimis operam dedisset, L. Lucilio Balbo C. Aquilio Gallo, Galli hominis acuti et exercitati promptam et paratam

このうち『ブルトゥス』の賞讃はセルウィウスを一層称揚しようという文脈に置かれた言辞であるが、いずれにしても両史料共に言葉を尽くした賞讃であり、このような専門的能力と見識は、彼が法務官職を目指すにあたっても有利な点として働いたと考えられる。但し、後で触れるようにキケローとアクィーリウス・ガッルスとの関係には政治的ライバル関係や知的批判という緊張をはらんだ側面もあった。キケローに加えて、更にティベリウス帝期(紀元後14—37年)に『著名言行録』を著したとされるウァレリウス・マークシムスも「大いなる権威を備え、市民法の学識に優れた⁽¹³⁾人士、ガイウス・アクィーリウス」と呼んで賞讃する。

アクィーリウス・ガッルスが豪勢な邸宅を所有していたことを、紀元後1世紀の博物学者大プリーニウスが伝える。

「弁論家のクラッススはローマ人の名を帯びた者の中で主要な座をしめていた。彼の邸宅は壮麗なものであったが、同じパラーティウスの丘に位置するクィントゥス・カトゥルスの邸宅の方が若干目立っていた。後の人はガイウス・マリウスと共にキンブリー族を打ち破った人である。しかし、あらゆる時代の意見が一致するところで、断然最も美麗であるのはウィーミナーリスの丘にたつローマ騎士ガイウス・アクィーリウスの邸宅であって、彼は市民法の学識よりもその邸宅ゆえに名高かった。なお、彼の学識もクラッススに対し張り合っていたのだが。」(プリーニウス『博

in agendo et in respondendo celeritatem subtilitate diligentiaque superavit” (Cicero, Brutus 154) 訳文は拙著『共和政末期』214頁を再掲した。

(13) “C. Aquilius, vir magnae auctoritatis et scientia iuris civilis excellens,” (Val. Max. 8, 2) ウァレリウス・マークシムスと、彼の著作『著名言行録 (Factorum ac dictorum memorabilium libri)』について、まず OCD³, p. 1579 を参照。

物誌』第17巻第2節⁽¹⁴⁾

この邸宅が先祖伝来の物であり、彼が騎士階層出身者として生まれながらに経済的利点を享受していたのか、それとも法学者としての活動が富を事実上もたらしたのかはこの史料から判断できない⁽¹⁵⁾。ただ、共和政末期の政治的動乱から一線を画して、豪華な邸宅に身を置きつつ法学研究と実務に専心するというあり方を彼が選んだことは確かである。

他方で、法学識よりも邸宅によって名高いとはずいぶんご挨拶であり、辛辣な評価であると筆者には思われるが、後に確認するように、法学史においてアクィーリウス・ガッルス⁽¹⁵⁾の占める地位はスカエウォラとセルウィウスに次ぐ共和政末期の主要法学者というものであり、後代への影響も大きかった。評価がこのように隔たっている理由としてまず筆者がまず考えるのは、(1)プリーニウスが生きた紀元後1世紀と紀元前1世紀の時代的隔たり（この間にセルウィウスや彼の弟子、さらにラベオーやカピトーが出ていた）、(2)プリーニウスの記述が、アクィーリウス・ガッルスをよく知らず評価もしないローマ市民一般の見方を反映していた可能性、(3)彼の博物学者としての評価と法学者・弁論家の評価との隔たり、という3点である。さらに(2)・(3)とも関連するが、もう一点挙げるとするならば(4)政治家としてのアクィーリウス・ガッルスの存在感が、政治的イメージに影響されて一般人及び他分野の学識者には希薄であった可能性がある。例えば執政官に就任した師の神官クィーントゥス・ムーキウス・スカエウォラや、

(14) “Crassus orator fuit in primis nominis Romani; domus ei magnifica, sed aliquanto praestantior in eodem Palatio Q. Catuli qui Cimbro cum C. Mario fudit, multo vero pulcherrima consensu omnium aetate ea in colle Viminali C. Aquilii equitis Romani clarioris illa etiam quam iuris civilis scientia, cum tamen obiecta Crasso sua est.” (Plinius, N. H. 17, 2) Bremer, IA, I, S. 111; Frier, RRJ, p. 141 を参照。

(15) フライヤーも、この富の出所を不明とする (Frier, RRJ, p. 141f.)。

同じく執政官経験者である弟子のセルウィウス、法務官にはとどまったが元首に明確な反対を示し、存在感が強烈であったラベオーらに比べて地味であったのかもしれない。

第2節 執政官選挙断念とそれ以降

キケロー『アッティクス宛書簡集』は、紀元前65年、すなわちアクィーリウス・ガッルスとキケローが法務官職に就いた翌年に彼が執政官選挙を断念した旨伝える。

「わが方の選挙活動につき君が多大な関心を持っていることを私は知っているが、その事情は次の通りで、今のところ次のような予測ができそうだ。(中略) アクィーリウスが〔立候補するとは〕私たちには思われない。彼は〔立候補を〕否定しているし、病気と、自分の得意とする法廷関係の職分が〔立候補の〕障害になっていると誓っている。」(紀元前65年ローマにて。キケロー発アッティクス宛書簡)⁽¹⁶⁾

ここでのアクィーリウス・ガッルスはキケローにとって潜在的なライバルとして言及されており、病気と法廷関係の職分を理由として競争から離脱するものとして描かれている。執政官選挙断念を伝えるのは、この史料のみであるが、法学者としての活動と法務官を越えた政務官経歴の追求が両立しないものと解することができる史料であり、法学者の脱政治化傾向

(16) “Petitionis nostrae, quam tibi summae curae esse scio, huius modi ratio est, quod adhuc coniectura provideri possit. ... Aquilium non arbitrabamur, qui denegavit et iuravit morbum et illud suum regnum iudiciale opposuit.” (Cic. Ad Att. 1, 1, 1) 拙著『共和政末期』11頁参照。本稿で同箇所“Cic. Ad Att. 10, 1, 1”を“Cic. Ad Att. 1, 1, 1”に訂正する。

を象徴する一文として重みを持つ。但し、アクィーリウス・ガッルスの場合、後世のラベオーのように同時代の政治体制への抗議という意味を読み取ることはできない。

その後のアクィーリウス・ガッルスの動静について詳しいことは判明していない。フライヤーは、その死期を紀元前56年から44年の間と推定⁽¹⁷⁾する。

第2章 アクィーリウス・ガッルスの法学

第1節 レーネルの再構成——出典

アクィーリウス・ガッルスの意見ないし記述につき、レーネルは、15の断片をその『市民法の再生』に採録する⁽¹⁸⁾。それらの出典は紀元後6世紀

(17) Frier, RRJ, p. 142 キケローの紀元前55年5月付アッティクス宛書簡に「彼（エグナティウス）は、アクィーリウスと真剣に談判するだろうと確認した。Graviter se acturum cum Aquilio confirmavit.」（Cicero, ad Att. 4, 12）とあること、さらに紀元前56年の裁判に関わるキケロー『バルプス弁護論』にアクィーリウス・ガッルスへの言及があること（Cicero, pro Balbo 45）をもって紀元前55年生存の根拠とする。他方で、紀元前44年成立のキケロー『トピカ』において、「我らがガッルスは、もし誰かが事実について問題となるようなことを何か持ち込んだならば、『これらのことは何も法に関係せず、キケローに関係する』と言ったものである。“Nihil hoc ad ius; ad Ciceronem,” inquebat Gallus noster, si quis ad eum quid tale rettulerat, ut de facto quaeretur.」（Cicero, Topica 51）と表現されていることを根拠とする。因みに、この箇所は事実問題と法律問題の峻別を議論する際に頻繁に挙げられるところである。他にプレーマーも、『トピカ』の別箇所（Cicero, Topica 32; Lenel, Nr. 14）における表現「アクィーリウスは常としていた Aquilius...solebat」を44年以前死亡の根拠とする（Bremer, IA, I, S. 112）。

(18) Lenel, PIC, 1, S. 55f. これらの史料については今後“Nr. 1”のように略記して引用する。なお、テキストはいわゆるモムゼン大判などの刊本から別途引用した。本稿の目的によりレーネルの引用範囲を超えて引用した

に編纂の『学説彙纂』から12箇所、彼とほぼ同時代のキケローから2箇所(『トピカ』と『義務について』から各1箇所)、アウグストゥス治世下の歴史家であるハリカリナッススのディオニューシウス(『ローマ古代誌』)から1箇所である。論述の便宜上邦訳と原文は文末に記すが、これらの史料をアクイーリウス・ガッルススの法学を検討する際の中心に置きたい。

第2節 レーネルの再構成——論題と意見の伝播過程

スカエウォラの弟子と言うことで、アクイーリウス・ガッルススが師の『市民法論 (de iure civili)』18巻にどう向き合い、どのようにその構成を引き継ぎ、あるいは変革したかに興味を抱くのが自然であろうが、レーネルはこれらの断片がある書物の一部を成していたと推測することがなく、またその書名も個々の巻別編成も再構成あるいは推測することがない。まずは『学説彙纂』から伝わる12の断片を中心に、(1)標題の著者・時期・書名、(2)本文におけるアクイーリウス・ガッルススの見解の伝えられ方、(3)本文で扱われる論題という3つの分析軸を立てて検討してみよう。

(1) 標題の著者・時期・書名

著者の内訳はウルピアーヌスが4箇所 (Nr. 1, 2, 5, 10)、パウルスが3箇所 (Nr. 6, 8, 12)、ケルウィディウス・スカエウォラ (Nr. 3)、リキンニウス・ルーフィーヌス (Nr. 4)、ラベオー (Nr. 7)、ヤウォレーヌス (Nr. 9)、フローレンティーヌス (Nr.11) がそれぞれ1箇所となる。⁽¹⁹⁾ラベオーとヤ

史料がある。

(19) 古典期法学者のプロフィールと所属年代・時代区分につき柴田「ローマ法学」36-41頁による。同書に言及のないフローレンティーヌス Florentinus は、バーガーによると紀元後2世紀の法学者とされるが (Berger, EDR, p. 474)、レーネルはウルピアーヌスやパウルスの同時代人と推定している (Lenel, PIC, I, S. 171f.)。リキンニウス・ルーフィーヌス Licinnius Rufinus はパウルスの弟子で紀元後3世紀の法学者である

ウォレーヌスは古典期前期、ケルウィディウス・スカエウォラは古典期盛期、ウルピアーヌスとパウルスとフローレンティーヌスとリキンニウス・ルーフィーヌスは古典期後期に属する。標題の著者名という観点からは、古典期後期に属する法学者が全12箇所中9箇所に上る。なお、Nr. 13, 14は、同時代のキケロー、Nr. 15は元首政下のハリカリナッススのディオニエーシウスによるテキストである。

書名については、ウルピアーヌス『告示註解』が3箇所(Nr. 1, 2, 10)に上り、実質上同じウォレーヌスの手になる『ラベオー遺稿集』(Nr. 7, 9)が2箇所で続く。他は全て別個の書名が標題に見出される。あえて傾向を探るならば、法務官告示など名誉法への註釈を伝える書物である『告示註解』と、物の定義などに関わる学説を集めた書物が相対的多数を占めると考える。

(2) 本文におけるアクィーリウス・ガッルスの見解の伝えられ方

レーネルの挙げる断片において、アクィーリウス・ガッルスの見解をそのテキストがどう伝えるかに着目してその表現を列挙してみよう。まず、『学説彙纂』では「ガッルスも考える」(Nr. 1), 「ガッルス・アクィーリウスの意見」(Nr. 2), 「アクィーリウスは言っており」(Nr. 2), 「ガッルスは以下の文言を導入して」(Nr. 3), 「それはガッルス・アクィーリウスの権威によりなされた」(Nr. 4), 「ガッルス・アクィーリウスが解答した」(Nr. 5), 「ガッルスの見解が優越した」(Nr. 6), 「ガッルスは考えていた」(Nr. 7), 「ガッルスは言う」(Nr. 8), 「ガッルスが考える」(Nr. 9), 「ガッルスは疑う」(Nr. 10), 「ガッルス・アクィーリウスの手で公にされた」(Nr. 11), 「ガッルスは定義している」(Nr. 12)となり、それ以外では

(Berger, EDR, p. 564)。なお、レーネルは、Nr. 7 と Nr. 9 を同一の書物として再構成しており (Lenel, PIC, I, S. 301f., 307f.), これに筆者も従いたい。

「彼はこう答えた」(Nr. 13), 「アクィーリウスは定義するのが常であった」(Nr. 14), 「ガイウス・アキリウスが言っている」(Nr. 15) となっている。

アクィーリウス・ガッルスの見解は、これら地のテキストにおいても書名を示して引用されたり、「彼は書いている (scribit)」等の表現で引かれることがない。ガッルスの学識が主に口頭での解答で示されたか、仮にそれが書かれたにしてもアド・ホックな論点に対する解答・検討のかたちをとったことを推測させる表現である⁽²⁰⁾。ブレーマーは、ポンポーニウスの記述において伝えられる「ケルキーナに現存する多くの書物」がアクィーリウス・ガッルスの作品であったとする説も紹介・検討しつつ、これらがセルウィウスの著したものであったという立場をとるが、筆者もセルウィウスの著作であると引き続き考えたい⁽²¹⁾。そこから、そもそも彼の書物の構成を考えると困難であり、彼が師スカエウォラの編別構成を変革したことも考えにくいと筆者は判断する。

他の法学者の見解と共に彼の見解が引かれ、(意見の不一致を中心に) アクィーリウス・ガッルス自身と前者の関係を推測する余地のある史料についても検討しておきたい。Nr. 1 では、彼の見解に引き続いて弟子セルウィウスの異なる見解が引かれ、対比的に示される。Nr. 2 ではラベオーの同時代人であるメラ Mela がアクィーリウス・ガッルスの見解を伝えて⁽²²⁾いる。

Nr. 5 では、セルウィウスの弟子で彼の孫弟子にあたるオーフィリウス、

(20) なお、アクィーリウス・ガッルスの意見の伝えられ方につき、Bremer, IA, I, S. 113 を参照。

(21) Bremer, IA, I, S. 112 D. 1, 2, 2, 43 テキストと邦訳につき拙著『共和政末期』218-219頁参照。

(22) メラのプロフィールにつき拙著『共和政末期』160頁を参照。

師弟関係はないが、彼よりも年少のトレバーティウスと並んで同一意見を抱くものとして言及される。Nr. 7 では、師スカエウォラとアクィーリウス・ガッルスが同一意見で、弟子セルウィウスと孫弟子オーフィリウスがそれに対して一致して反対するものとして引用される。師弟関係でつながった四人のうち、アクィーリウス・ガッルスとセルウィウスの間に断絶線が引かれる構図である。Nr. 8 では、アクィーリウス・ガッルスの意見にラベオーが反対している。Nr. 9 では、師スカエウォラとアクィーリウス・ガッルスと後代のラベオーが同一見解とされ、弟子セルウィウスと孫弟子オーフィリウスが反対に回る。Nr. 10 では、アクィーリウス・ガッルスへの異説を弟子セルウィウスが唱えていると解しうる。

アクィーリウス・ガッルスの意見は、セルウィウスの書物によってまず伝えられたとポンポーニウスは伝える⁽²³⁾。そして、これらの史料からも事実読み取れるように、元首政初期（古典期初期）の法学者に引用され、多くが古典期後期の法学者の著作に引用されて『学説彙纂』に収録された。またこれらの史料を根拠として、個々の法学者がとった態度について、師弟関係による一致結束や、世代を下ることによる学説変更を想定することが難しい。スカエウォラとセルウィウスの反目は著名であるが、史料でのこのような扱いを見ると、アクィーリウス・ガッルスの意見・解答に対して、他の法学者があまり師弟関係に関係なく、論点毎に異なった立場をとったことが読み取れる。

(3) 本文で扱われる論題

これら史料のうち、遺言・遺贈・法定相続に関わるものが Nr. 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 売買契約に関わるものが Nr. 2, 問答契約に関わるものが Nr.11, 役権に関わるものが Nr.1, 不法損害と特示命令に関わるものが Nr.10, 『学説

(23) D. 1, 2, 2, 42 拙著『共和政末期』26-27頁

彙纂』外の史料となるが悪意訴権に関わるものが Nr. 13, 排水溝の維持管理に関わるものが Nr. 15 となる。さらに、文脈が明示されていないが、⁽²⁴⁾ 定義に関わるものが Nr. 12, 14 と分けられる。ワトソンによるスカエウォラ『市民法論』18巻再構成案では、第1-4巻が遺言・遺贈・法定相続に関わり、第6巻が問答契約、第13巻が役権、第8巻が責任の基準と範囲⁽²⁵⁾に関わっている。ここで扱われている論題の多くが、アクイーリウス・ガッルス⁽²⁶⁾の言及対象である。とりわけ遺言・遺贈・法定相続に関わる史料のウェイトの高さが顕著である。特に、Nr. 3 では、息子の死亡後に、その子供を相続人として指定する書式をアクイーリウス・ガッルスは考案し、これは「アクイーリウスの後生児 (postumus Aquilianus)」と呼ばれて後代に影響を与えた。⁽²⁶⁾

第3節 レーネル以外の史料

ここでは、残りの史料の悉皆検討を行う余裕がないため、一点だけ後世への影響という観点から史料を取り上げたい。それはユ帝『法学提要』の一節でレーネルの挙げるフローレンティヌス『法学提要』(Nr. 11)に関わる史料である。ここでは、個別列挙によりながら、性格を異とする多彩な債務を包括的・網羅的にまとめ上げることにより、更改作用（及び、場合によっては債務免除）を営むとされる問答契約の書式が伝えられており、それはアクイーリウス・ガッルスの考案にかかるものとされている。⁽²⁷⁾

(24) Nr. 14 ではキケローによって「海岸」の定義が批判的に言及されたが、具体的な概念の精確な定義に尽力していること自体は注目に値する。

(25) 拙著『共和政末期』138-139頁参照。

(26) これは、後で扱う「アクイーリウスの問答契約」と異なって、紀元後6世紀の史料自体に呼称が見られるわけではない。アクイーリウスの後生児についてまず Berger, EDR, p. 640 を参照。

(27) いわゆるアクイーリウスの問答契約について、まず船田「ローマ法

決して一般的抽象的な捉え方をすることなく個別具体的な部分を列举 (partitio) しながらも、全体を言い尽くそうとする思考態度において、ローマの法学者に特徴的な文言であり、かつ技術性の高いあるものと筆者は考える。レーネルは引用の対象としていないが、そのほぼ同一の書式というかたちをとってユ帝『法学提要』に採録されている。⁽²⁸⁾

「そして、一般にアクィーリウスのもと呼ばれる問答契約が登場した。その問答契約によって、あらゆる事柄の債務関係がひとつの契約で要約したものとされ、その債務関係は受領問答契約によって解消されるという結果が生ずる。実際、アクィーリウスの問答契約は全ての債務関係を更改するのだが、それをガッルス・アクィーリウスは次のように構成した。『君が私に対し何らかの理由によって与えなす事を現在あるいは特定の期日までに要し要するであろうところのものは何であれ、かかる事柄全てについて私が君に対して有する訴権、君へのあらゆる請求、あるいは君に対する訴求が現在将来にわたって存在するものについて。そして、君が私のものを現に有し、現に所持し、現に占有し、あるいは占有しているであろうもの、あるいは君がかつて悪意でなしそれに応じて今は占有を失っているようなものについて。かかる事柄全てが値するに等しい金額の金銭が与えられることをアウルス・アゲリウスが要約し、ヌメリウス・ネギディウスが誓約した。』同じく反対にヌメリウス・ネギディウスはアウルス・アゲリウスに対しこう問うた。『君に対して私が今日アクィーリウスの問答契約によって誓約したあらゆる事柄、その全てを君は受領された物として持つ

第3巻581-582, 586頁, Bremer, IA, I, S. 116-118 を参照。ここで列举される債務がそれぞれ何を具体的に意味するかについては、将来検討したい。

(28) なお、レーネルは註記において本史料の参照を求めている (Lenel, PIC, I, S. 56, n. 2)。

ているか。』と。アウルス・アゲリウスは『私は持っており、受領されたものとした。』と答える。⁽²⁹⁾

ここで、「アクィーリウスの問答契約」という表現が史料中に見られることに対する注意を喚起したい。伝えられている書式が、どこまでアクィーリウスの起案によるものかを確かめるすべはないが、2世紀のフロレンティヌス『法学提要』を経てユースティニアヌス帝の『法学提要』、『学説彙纂』に至るローマ法学の伝統において、アクィーリウス・ガッルスに創始者の荣誉が与えられ、彼が後代の法学者による顧慮の対象となったことは確かである。

結びにかえて

アクィーリウス・ガッルスは政治家としては法務官を務めるにとどまり、法学者が公職経歴から距離を置くという共和政末期の傾向を象徴する存在として捉えられる。他方で、法学者としてのアクィーリウス・ガッルス

(29) “Est prodita stipulatio, quae vulgo Aquiliana appellatur, per quam stipulationem contingit, ut omnium rerum obligatio in stipulatum deducatur et ea per acceptilationem tollatur. stipulatio enim Aquiliana novat omnes obligationes et a Gallo Aquilio ita composita est: ‘quidquid te mihi ex quacumque causa dare facere oportet oportebit praesens in diemve quarumque rerum mihi tecum actio quaeque abs te petitio vel adversus te persecutio est erit quodque tu meum habes tenes possides possideresve dolove malo fecisti, quo minus possideas: quanti quaeque earum rerum res erit, tantam pecuniam dari stipulatus est Aulus Agerius, sponndit Numerius Negidius.’ item e diverso Numerius Negidius interrogavit Aulum Agerium: ‘quidquid tibi hodierno die per Aquilianam stipulationem sponndi, id omne habesne acceptum?’ respondit Aulus Agerius: ‘habeo acceptumque tuli.’” (Inst. 3, 29, 2) (下線部はレーネルにより Nr. 11 との相違が指摘されている箇所) (Lenel, PIC, I, S. 56)

スは、更なる政治的活動に宛てることもできた労力を、その専門的職務に注入した。師のスカエウォラや弟子のセルウィウスとの比較では彼らほどの存在感と痕跡とをローマ法学史において残さず、また法学の体系論的な把握に関わる論争では後景に位置するものの、実質的な書式の起草や定義の試み、解答を通じて、紀元後6世紀のユ帝期まで明らかな影響を与えた。法学者の軌跡を追跡する筆者の営みにおいて、将来より大きな文脈中に位置づけうる重要な存在と考える。

《レーネルの再構成案》——邦訳・原文・註記

(Nr. 1) 「隣接建物を支えるために課された役権によっても、重量を支え、課せられた地役権に規定されたやり方で建物を修繕するように、我々には市民法上の訴権が与えられる。そしてガッルスも、誰かが何かをなすよう強制されるかたちではなく、私が行為しないよう禁止するようなかたちでこそ役権を課することができると思う。実際、あらゆる役権において、修繕〔義務〕は役権を自分のために主張する者に属するのであり、承役地の所有者に属するのではないからと彼は考える。しかしセルウィウスの見解では、ここで示された類の役権においては、ある者が、権利が存在し自分の利益となっていると主張し、自分の〔建物の〕重みを支えるべく相手方の壁を修繕するよう強いることができるとされて、彼の見解が支配的と

(30) 例えば、レーネルの再構成においてスカエウォラは断片56箇所 (Lenel, PIC, 1, S. 757-764)、セルウィウスは断片97箇所 (Lenel, PIC, S. 321-334) を数えるのに比べると残存断片数は15箇所にとどまる。またヨエルスは、ペルニーチェによる「約款法学 (Cautelarjurisprudenz) の最後の末裔」というアクィーリウス・ガッルスへの評言を引いている (Jörs, RE, S. 329)。筆者も、アクィーリウス・ガッルスをブルトゥス Brutus やマーニーリウス Manilius 以来の流れに位置づけるペルニーチェの概観 (Pernice, LRP, S. 2f.) に説得力を見出す。

なった。他方で、ラベオーはこのような役権が人ではなく物に義務を負わせているので、結局所有者は物を放棄することが許されていると書いている。」(ウルピアヌス『告示註解』第17卷⁽³¹⁾)

(Nr. 2) 「もし『すでに掘り返され、切り倒された物』が売却にあたり除外されるならば、掘り返された物とは、砂や白粘土やこれらに類する物であり、切り倒された物とは切り倒された木や炭やこれらに類する物であると言うことが通説である。他方で、メラがガッルス・アクィーリウスの意見に言及しているのだが、彼は次のように言っており、それは正しい。すなわち、売却に際しての条項において『すでに掘り返され、切り倒された物』が含まれるとうたうのは無益である。というのも、もし〔含めないという〕特別の取り決めで売られるのでなければ、これらの物についても提示訴権による訴えの対象になりうるからである。それは実際、切られた木材や小石や砂について売主が〔売却の対象に含める〕責任を負うべきである点については、他のもっと高価な物と変わらないからである。」(ウルピアヌス『告示註解』第32卷⁽³²⁾)

(31) “Etiam de seruitute, quae oneris ferendi causa imposita erit, actio nobis competit, ut et onera ferat et aedificia reficiat ad eum modum, qui seruitute imposita comprehensus est. et Gallus putat non posse ita seruitutem imponi, ut quis facere aliquid cogeret, sed ne me facere prohiberet: nam in omnibus seruitutibus refectio ad eum pertinet, qui sibi seruitutem adserit, non ad eum, cuius res seruit. sed eualuit Serui sententia, in proposita specie ut possit quis defendere ius sibi esse cogere aduersarium reficere parietem ad onera sua sustinenda. Labeo autem hanc seruitutem non hominem debere, sed rem, denique licere domino rem derelinquere scribit.” (D. 8, 5, 6, 2 “Ulpianus libro 17 ad edictum”) 船田「ローマ法」第2巻553-554頁, 原田「ローマ法」126頁参照。

(32) “Si ruta et caesa excipiantur in uenditione, ea placuit esse ruta, quae eruta sunt, ut harena creta et similia: caesa ea esse, ut arbores caesas et carbones et his similia. Gallus autem Aquilius, cuius Mela refert opinionem, recte ait

(Nr. 3) 「ガッルスは以下の文言を導入してそれにより後生児の孫たちを〔相続人〕指定できるようにした。『もし私の息子が私の生存中に死んだならば、そしてその場合に息子の死に引き続く10ヶ月の期間内で〔息子の死に引き続いて起こった〕私の死亡後に、息子を父とし、私にとっては男孫あるいは女孫として、男女を問わずある者が生まれたならば、その者は相続人たるべし。』」(スカエウオラ『質疑録』第6巻)⁽³³⁾

(Nr.4) 「もし、誰かが『〔特定の〕地所を除き、〔特定の〕用益権を除き相続人たるべし』という文言により相続人指定されたならば、市民法に基づいて、あたかもその分が無かったかのようにして彼は相続人に指定されるだろう。そしてそれはガッルス・アクィーリウスの権威によりなされた。」(リキンニウス・ルーフィヌス『準則論』第2巻)⁽³⁴⁾

(Nr. 5) 「(首項)『私が遺贈した金銭につき、支払期日はまだ定めていないが、その金銭を我が相続人は1年後、2年後、3年後のある日に与えるよう』といった条項は、有体物としての受遺物に関わるのではなく、重さ・数量・体積ではかられるような物に関わる。(中略) (7)他方で、このような条項が単に先行する遺贈だけではなく、遺言に付記された事柄一般

frustra in lege uenditionis de rutis et caesis contineri, quia, si non specialiter uenierunt, ad exhibendum de his agi potest neque enim magis de materia caesa aut de caementis aut de arena cauendum est uenditori quam de ceteris quae sunt pretiosiora.” (D. 19, 1, 17, 6 “Ulpianus libro 32 ad edictum”)

(33) “Gallus sic posse institui postumos nepotes induxit: ‘Si filius meus uiuo me morietur, tunc si quis mihi ex eo nepos siue quae neptis post mortem meam in decem mensibus proximis, quibus filius meus moreretur, natus nata erit, heredes sunto.’” (D. 28, 2, 29, pr. “Scaeuola libro 6 quaestionum”)

(34) “Si ita quis heres institutus fuerit: ‘excepto fundo, excepto usu fructu heres esto’, perinde erit iure ciuili atque si sine ea re heres institutus esset, idque auctoritate Galli Aquilii factum est.” (D. 28, 5, 75 (74) “Licinnius Rufinus libro 2 regularum”)

に拡張されるとガッルス・アクイーリウス、オーフィリウス、トレバーティウスが解答したが、それは正しい。」(ウルピアーヌス『サビーヌス註解』⁽³⁵⁾第19巻)

(Nr. 6) 「兄弟の後生児から信託遺贈が与えられ得る。信託遺贈においては意思のみが実際着目されるからである。そして、他人の後生児も又我々の法定相続人になりうると言うガッルスの見解が優越した。」(パウルス『小書付法論単巻書』⁽³⁶⁾)

(Nr. 7) 「もし、『我が妻ティティアが、相続人一人〔が手にするであろう相続分〕の最小のものとちょうど等しいだけの相続分を手にするよう』というように遺贈がなされたとして、相続分が等しくない場合は最大の相続分が遺贈されたとクィントゥス・ムーキウスとガッルスは考えていた。それは、より大きいものに、より小さいものもまた含まれるからという。セルウィウスとオーフィリウスは最小の相続分が〔遺贈されたと考えていた〕。それは、相続人が〔遺贈により〕交付の義務を負うとするならば、どのように相続分を与えるかは相続人の権限のもとにあるからという。ラベオーが後者の見解をみとめ、それは正しい。」(ラベオー『遺稿集(ヤウオレーヌス抄録)』⁽³⁷⁾第2巻)

(35) “[pr.] Talis scriptura: ‘quas pecunias legauī, quibus dies adpositus non est, eas heres meus annua bima trima die dato’, ad corpora legata non pertinet, sed ad ea quae pondere numero mensura continentur. ...7. Hanc autem scripturam non solum ad praecedentia sola legata, sed ad uniuersa quae testamento adscripta sunt, extendi Gallus Aquilius, Ofilius, Trebatius responderunt idque uerum est.” (D. 30, 30, pr., 7 “Ulpianus libro 19 ad Sabinum”)

(36) “A fratris postumo fideicommissum dari potest: sola enim uoluntas seruatur in fideicommissis, et optinuit Galli sententia alienos quoque postumos legitimos nobis heredes fieri.” (D. 30, 127 “Paulus libro singulari de iure codicillorum”)

(37) “Cum ita legatum esset, ut Titia uxor mea tantandem partem habeat

(Nr. 8) 「指輪にはめ込まれた宝石は打ち出し成形された金の類に数えられる。というのもそれらが指輪に属するからである。金製の象眼細工に結びつけられた銀製の舟形杯も同断である。女物の装身具に編み込まれた真珠は、その装身具において金の見え様が勝っているようであれば、打ち出し成形された金の類に数えられる。宝石や銀製の器の中にある金製象眼細工は、鋳溶かして除去できるようならば、〔金の類に数えられ、遺贈物として受遺者のものとする〕義務の対象となるとガッルスは言う。しかしラベオーは反対する。他方トゥベローは、遺言者が金の類と考えていたようなものは遺贈物として義務の対象となると言う。さもないと、他の素材でできており、金鍍金を張ったり封入した器は金の類に考えられるべきでない。」(パウルス『ウイテッリウス註釈書』第2巻)⁽³⁸⁾

(Nr. 9) 「『[奴隷] スティクスをアッティウスに与え遺贈する。そしてスティクスがアッティウスに貨幣100枚を与えたならばスティクスは自由

quantulam unus heres, si non aequales partes essent heredum, Quintus Mucius et Gallus putabant maximam partem legatam esse, quia in maiore minor quoque inesset, Seruius Ofilius minimam, quia cum heres dare damnatus esset, in potestate eius esset, quam partem daret. Labeo hoc probat idque uerum est.” (D. 32. 29, 1 “Labeo libro 2 posteriorum a Iauoleno epitomatorum”) Lenel, Nr. 7 については、拙著『共和政末期』146-147頁において、スカエウォラの法学者像を考察する過程で検討する機会を得た。本稿では翻訳・原文の一部を再掲する。

(38) “Auro facto adnumerantur gemmae anulis inclusae, quippe anulorum sunt, cymbia argentea crustis aureis illigata. margaritae, quae ita ornamentis muliebribus contextae sunt, ut in his aspectus auri potentior sit, auro facto adnumerantur. aurea emblemata, quae in lapidibus apsidibus argenteis essent et replumbari possent, deberi Gallus ait: sed Labeo improbat. Tubero autem, quod testator auri numero habuisset, legatum deberi ait: alioquin aurata et inclusa uasa alterius materiae auri numero non habenda.” (D. 34, 2, 32, 1 “Paulus libro 2 ad Utellium”)

たるべし。』もし、奴隷がこの遺言に基づき貨幣をアッティウスに与えたならば、相続人は貨幣を取り戻すことができないとラベオーは判断する。それはアッティウスが貨幣を自らの奴隷から受け取ったのであり、相続人からではないから。一方で、スティクスが候補自由人であるとクィントゥス・ムーキウス、ガッルス、そしてラベオー自身が考える。セルウィウスとオーフィリウスはそうでないとする。私は前者の見解を是認する。しかしそれは候補自由人という立場に就くことによって遺贈が解消したため、スティクスが受遺者の奴隷ではなく相続人の奴隷となることと一緒に⁽³⁹⁾である。』(ヤウォレーヌス『ラベオー遺稿集抄録』第4巻)

(Nr. 10) 「そして、他の抗弁があるが、これについて、例えば火災を防ぐために隣人の住居を私が [打ち壊して] 切り離して、暴力若しくは隠秘により又は不法損害で私が訴えられる場合にそれが援用されるべきかケルルスは疑う。実際ガッルスは『それが火事を防ぐためになされなかったならば、そのこと』に抗弁がなされるべきか疑う。他方でセルウィウスが言うには、もしそれを政務官がなしたならば、抗弁が与えられるべきだが、同じ事が私人には与えられるべきでない。しかし、もしあることが暴力又は隠秘によりなされたが、火がそこまで到達しなかったならば一倍額の訴訟物評価がなされるべきであり、もし到達したならば彼は免訴されるべき⁽⁴⁰⁾である。』(本節以下省略)」(ウルピアーヌス『告示註解』第71巻)

(39) “‘Stichum Attio de lego et, si is ei nummos centum dederit, liber esto’. si seruus ex testamento nummos Attio dedisset, eos repetere heredem non posse Labeo existimat, quia Attius eos a seruo suo acceperit, non ab heredis seruo. eum autem statuliberum esse Quintus Mucius, Gallus et ipse Labeo putant: Seruius, Ofilius non esse. superiorem sententiam probo, ita tamen, ut is seruus heredis, non legatarii sit, utpote cum legatum statulibertate tollatur.” (D. 40, 7, 39, pr. “Iuolenus libro 4 ex posterioribus Labeonis”)

(40) “Est et alia exceptio, de qua Celsus dubitat, an sit obicienda: ut puta si

(Nr. 11) 「(首項)そして、確定あるいは不確定の相当多数の契約のうち唯一つの契約につき、あるいは、原因のうち若干のものは除外しながら他の全てにつき、単一の受領問答契約と債務免除がなされることは可能である。(1)このような事柄に関わる問答契約で、受領がその後で行われるようなものは、ガルス・アクィーリウスの手で、次のようなかたちで公にされた。『君が私に対し何らかの理由によって与えなす事を現在あるいは特定の期日までに要し要するであろうところのものは何であれ、かかる事柄全てについて私が君に対して有する訴権、君に対するあらゆる請求、あるいは君に対する訴求が現在将来にわたって存在するものについて。あるいはは、君が私のものを現に有し、現に所持し、現に占有しているものについて。かかる事柄全てが値するに等しい金額の金銭が与えられることをアウルス・アゲリウス（以下、A.A.と略記する）が要約し、ヌメリウス・ネギディウス（以下、N.N.と略記する）が誓約した。』『N.N.がA.A.に約束し誓約したことにつき、それをA.A.が自分（N.N.）から受領したのとして持っているかをN.N.はA.A.に対して問うた。そしてA.A.はN.N.に対して受領をなした。』」（下線筆者）（フローレンティーヌス『法学提要』第8卷⁽⁴¹⁾）

incendii arcendi causa uicini aedes intercidi et quod ui aut clam mecum agatur aut damni iniuria. Gallus enim dubitat, an excipi oporteret: ‘quod incendii defendendi causa factum non sit?’ Seruius autem ait, si id magistratus fecisset, dandam esse, priuato non esse idem concedendum: si tamen quid ui aut clam factum sit neque ignis usque eo peruenisset, simpli litem aestimandam: si peruenisset, absolui eum oportere.” (D. 43, 24, 7, 4 “Ulpianus libro 71 ad e-dictum”)

- (41) “pr. Et uno ex pluribus contractibus uel certis uel incertis uel, quibusdam exceptis, ceteris et omnibus ex causis una acceptilatio et liberatio fieri potest. I. Eius rei stipulatio, quam acceptio sequatur, a Gallo Aquilio talis exposita est: ‘Quidquid te mihi ex quacumque causa dare facere oportet oportebit

(Nr. 12) 『『大地の実り』』とは収益と同義で呼ばれるものであり、それはただ穀物や豆類のみならず、まことにワイン用の葡萄や落ちようとする枝葉、白亜の採掘穴や石切場からも採集されるとユーリアーヌスは書いています。人が食用とするもの全てが『大地の実り』であるというのは誤りであり、実際食肉や鶏や野獣あるいは果物はそう呼ばれない〔とユーリアーヌスは書いています〕。他方で、『穀物』とは穂でかたちをなすものであり、ガッルスはそう定義しているが、正しい。しかし、シロバナルピナス〔食用豆の一種〕や空豆はむしろ『大地の実り』と呼ばれる。なぜならば、穂ではなく莢に包まれているからである。アルフェーヌスが引用するところでは、それらが穀物に含まれるとセルウィウスが考えている。(パウルス『告示註解』第49卷⁽⁴²⁾)

(Nr. 13) 「〔先行する第58—59節において、ピュティウスなる者が漁師を雇って企みを働き、もともと魚など捕れない池の付いた別荘を魚が捕れるかのように欺いてカニウスに売りつけた逸話が詳細に語られる。その展

praesens in diemue, quarumque rerum mihi tecum actio quaeque aduersus te petitio uel aduersus te persecutio est eritue, quodue tu meum habes tenes possides: quanti quaeque earum rerum res erit, tantam pecuniam dari stipulatus est Aulus Agerius, sponndit Numerius Negidius'. 'quod Numerius Negidius Aulo Agerio promisit sponndit, id haberetne a se acceptum, Numerius Negidius Aulum Agerium rogauit, Aulus Agerius Numerio Negidio acceptum fecit'." (D.46,4,18 "Florentinus libro 8 institutionum") 下線箇所につき Lenel, PIC, I, S. 56 を参照。

(42) "'Frugem' pro reditu appellari, non solum frumentis aut leguminibus, uerum et ex uino, siluis caeduis, cretifodinis, lapidicinis capitur, Iulianus scribit. 'fruges' omnes esse, quibus homo uescatur, falsum esse: non enim carnem aut aues ferasue aut poma fruges dici. 'frumentum' autem id esse, quod arista se teneat, recte Gallum definisse: lupinum uero et fabam fruges potius dici, quia non arista, sed siliqua continentur. quae Seruius apud Alfenum in frumento contineri putat." (D. 50, 16, 77 "Paulus libro 49 ad edictum")

開を受けて、] カニウスは激怒する。しかし彼に何ができるだろう。実際、我が同僚にして友人のガーイウス・アクィーリウスがまだ悪意に関する方式書を公にする前であった。その方式書自体について彼が悪意とは何かと問われたとき、こう答えた。申し立てられたことに対し実際なされたことが違っているということであると。この返答は実際すばらしく、熟達者による定義の趣がある。従ってピユティウスやその他言い分と行動を違える者全ては、不誠実で卑劣で悪意ある者である。そこから、これほど多数の悪徳をもって汚された彼らの行為は全く有益ではあり得ない。」(キケロー『義務について』第3巻⁽⁴³⁾)

- (43) “Stomachari Canius; sed quid faceret? nondum enim C. Aquilius, collega et familiaris meus, protulerat de dolo malo formulas; in quibus ipsis, cum ex eo quaereretur, quid esset dolus malus, respondebat: cum esset aliud simulatum, aliud actum. Hoc quidem sane luculente ut ab homine perito definiendi. Ergo et Pythius et omnes aliud agentes, aliud simulantes perfidi, improbi, malitiosi. Nullum igitur eorum factum potest utile esse, cum sit tot vitiis inquinatum.” (Cicero, de off. 3, 14, 60) なお、悪意に関するアクィーリウス・ガッルスの定義につき同書中に「他方で、アクィーリウスが言うように悪意は偽りに含まれている。Dolus autem malus in simulatione, ut ait Aquilius, continetur。」(Cicero, de off. 3, 61) と伝えられている。キケローは、他にも『神々の本質について』において悪意訴権とその定義に言及している。(Cicero, de n. d. 3, 30, 74; Lenel, PIC, I, S. 56, n. 7; Bremer, IA, S. 118) 悪意訴権については、ガーイウス『法学提要』も扱うが、アクィーリウス・ガッルスの名前には言及しない (Gai. 4, 119; Bremer, IA, I, S. 116)。本稿では、アクィーリウス・ガッルスの悪意訴権を大きな展開史の文脈に位置づけるに至らなかったが、共和政期ローマにおける信義誠実 (bona fides) 概念の発展とそこでの悪意 (dolus malus) の位置づけは大きな議論領域をなしている。昨年公刊された重要な業績である木庭『基盤』814-815頁・註 [4・2・5] は、アランジョ＝ルイズ Arangio-Ruiz の議論を承認しつつ、諸成契約における基本的責任原理として “dolus” を位置づけ、議論の導きになる。さらに “bona fides” 概念理解の導きとして木庭顕『ローマ法案内——現代の法律家のために』(羽鳥書店, 2010年) 106頁をまず参照。

(Nr. 14) 「弁論家や詩人もまたしばしば言葉の比喩によって、ある種の甘美さをもった定義を行う。しかし、この私は余儀なき場合を除いては君たち〔トレバーティウス・テストラ法学者〕の定義から退くまい。そこであるが、海岸に関わる討議がなされていたときのことである。この海岸というものを君たち法学者は全て公のものであると考えているが、関心のある人々は、海岸とは何かという問いを發していた。それに対し、我が同僚にして友人のアクィーリウスは、波の戯れるところであると定義するのが常であった。これでは、青年期を生涯の花盛りと、老年期を人生の落日と定義しようとするようなものである。比喩を用いることで、彼は物事固有の言葉と彼の法学者としての言葉から遠ざかっていたのである。」(キケロー⁽⁴⁴⁾『トピカ』)

(Nr. 15) 「かつて、排水溝の手入れを怠って、もはや水が流れなくなっ

(44) “Saepe etiam definiunt et oratores et poetae per translationem verbi ex similitudine cum aliqua suavitate. Sed ego a vestris exemplis nisi necessario non recedam. Solebat igitur Aquilius collega et familiaris meus, cum de litoribus ageretur, quae omnia publica esse vultis, quaerentibus eis quos ad id pertinebat, quid esset litus, ita definire, qua fluctus eluderet; hoc est, quasi qui adulescentiam florem aetatis, senectutem occasum vitae velit definire; translatione enim utens discedebat a verbis propriis rerum ac suis.” (Cicero, Topica 32) なお、レーネル (Lenel, PIC, I, S. 56, n. 7) とブレイマー (Bremer, IA, I, S. 119) の指摘によればクィーンティリアヌス『弁論家の教育』において同じ「海岸」の定義が扱われており、名指しては⁴⁴⁾ないが、アクィーリウス・ガッルスのもので推定されている (Quintilianus, inst. or. 5, 14, 34)。ケルスス『学説集』第25巻の標題で伝えられる『学説彙纂』の法文は、海岸 (litus) の定義者としてマルクス・トゥッリウス Marcus Tullius [キケロー] の名前を挙げているが、これはモムゼンの校訂にしたがってアクィーリウス・ガッルスと読むべきであるとブレイマーは記すが、筆者はその主張が説得力あるものとする (D. 50, 16, 96 “Celsus libro 25 Digestorum” Bremer, IA, I, S. 119)。

た場合に、戸口総監が清掃と修繕を千タラントンでさせたとガイウス・アキリウスが言っているが、もし誰かが彼を典拠として定めるなら」(ハリカリナッススのディオニューシウス『ローマ古代誌』⁽⁴⁵⁾)

(本文以上)

(45) “ἦν ἐξ ἑνὸς ἔργου τεκμήραι’ ἂν τις Γάιον Ἀκίλλιον ποιησάμενος τοῦ μέλλοντος λέγεσθαι βεβαιωτήν, ὃς φησιν ἀμεληθεισῶν ποτε τῶν τάφρων καὶ μηκέτι διαρροεμένων τοὺς τιμητὰς τὴν ἀνακάθαρσιν αὐτῶν καὶ τὴν ἐπισκευὴν χιλίων μισθῶσαι ταλάντων. (Dion. Hal. 3,67) 翻訳にあたってはロウブ古典文庫版所収のケリー E. Cary による英訳に導かれた (*The Roman Antiquities of Dionysius of Halicarnassus, Loeb Classical Library*, 2, p. 241 (Cambridge-London, 1939)). なお、ロウブ古典文庫版の編訳者であるケリーは、ここで言うガイウス・アキリウスを紀元前2世紀の元老院議員でギリシャ語のローマ史を書いた人物と同定しており、他の先行研究においてもこの人物がアクィーリウス・ガッルスであるかについては議論がある。クレプスはこれを否定する (Klebs, RE, S. 328)。議論の概要を伝える研究として Bremer, IA, I, S. 113 をまず参照。ケリーは明示していないが、ブレーマーの記述によると、キケロー『義務について』第3巻第115節にギリシャ語でローマ史を書いた C. Acilius への言及がある (Bremer, IA, I, S. 117)。本稿でもレーネルの同定に疑問を呈したい。

An Essay on C. Aquilius Gallus
—A Jurist in the Late Republican Rome in his Political,
Social and Jurisprudential Settings

論

Tomoyoshi HAYASHI

説

This article discusses the position of C. Aquilius Gallus, an eminent statesman and jurist in the Late Roman Republic next to Quintus Mucius Scaevola Pontifex and Servius Sulpicius Rufus in prestige. First, it analyzes his career as a magistrate up to the praetorship along with his social position and descent. He is known to have resigned the candidature for consulship and his motive for this resignation is analyzed. Then it passes to the analysis of his contribution to the development of the Roman legal science. Though he seems not to have left a comprehensive treatise on the Roman law like the one which his teacher Quintus Mucius is inferred to have written, he devised a skillful scheme of contract like *stipulatio Aquiliana*, formulas like *actio doli* or *exceptio doli*, and made a convenient institution like *postumus Aquilianus* etc. Such contributions were examined and analyzed according to the 15 fragments collected by O. Lenel in the *Palingenesia Iuris Civilis* in 1889 and the articles by F. P. Bremer etc.. His substantial contribution to the Roman legal tradition and reference by the subsequent jurists down to the 6th Century A. D. are amply shown here. Some part of this article was orally presented at the 63rd SIHDA congress at Kavala, Greece on September 23rd 2009 with the title “*Iurisprudentes Praetorii* in D. 1, 2, 2, 39–47—Losers or Retreaters?”